

《学界展望》

「ザクセン改革」と「国家再建」

松 尾 展 成

I

近年、1830年代のザクセンにおける市民的改革 *bürgerliche Reform*, 即ちザクセン改革 *sächsische Reform* を研究課題とした新進研究者の著作が、相次いで刊行された。叢書 *Schriftenreihe des Staatsarchivs Dresden* の第7巻に収められた Schmidt のすぐれて行政史的な労作と、同叢書第8巻の Gross の土地改革分析とである。以下では、まず Gross の、次に Schmidt の著作の内容を、その後、この両者によって「ザクセン改革」の先駆とみなされた1760年代の「市民的改革」、即ち国家再建 *Rétablissement* についての大家 Schlechte のすぐれて政治史的・思想史的な論考（同叢書第5巻）の内容を、経済史研究の視点から可能な限り忠実に紹介し、ドイツ民主共和国におけるザクセン近代史研究の成果の一端をうかがうとともに、若干の問題点を指摘することにした。

II

Reiner Gross, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts. Untersuchung zum Problem des Übergangs vom Feudalismus zum Kapitalismus in der Landwirtschaft*. Weimar 1968. 245S.

1750年から一世紀間のザクセン史は、Schelchte と Schmidt が明らかにしたように、「市民的社会秩序貫徹の道における重要な段落」を示すところの広範な二つの国家改革 *Staatsreform* によって特徴付けられる。1761—62年の「国家再建」は経済と財政の再建を主目的とし、「資本主義の軌道での経済発展のための有利な諸前提を創出した。」1830—35年のザクセン改革は「市民の立憲君主制への移行」をもたらし、国家機構を「市民的原理に従って」再編成した。この改革の諸原因は専ら国内の経済発展に求められるべきである。ザクセン工業における「封建制から資本主義への移行の問題」は、近年 Forberger により追究されているが、「その効果と相互的影響において〔産業革命と〕一つの統一を

なす」ザクセンの市民的土壌改革については従来、立入った研究はなされていない。そこで本書の関心は「ザクセン農業における封建的生産諸関係から資本主義的なそれへの移行を跡づけ、経済発展と土壌改革者の努力との相互関係を示すこと」に置かれる。

それでは、市民的土壌改革 *bürgerliche Agrarreform* とは、いかなる内容をもつ概念であるか。通常使用される農民解放 *Bauernbefreiung* あるいは償却 *Ablösung* なる概念はザクセンには妥当しない。「ザクセン農業における資本主義的生産諸関係の生成と本質は、従来の通例の名称と区別して市民的土壌改革と理解される。」その理由の第一として、改革運動は「償却・共同地分割から耕地整理・所有地分割・村落自治導入を経て領主裁判権の廃止に至る土壌制度全般を包含する。」第二に、ザクセン、一般にドイツでは封建的生産諸関係の廃絶は、フランス革命の1789年8月4日の法令におけるように、「成功せる市民革命の結果」ではなく、「農業における封建的生産諸関係から資本主義的なそれへの移行は、改革運動の結果であった。」確かに「1790年のザクセン農民一揆、1830—31年の革命的騒擾、1848—49年のドイツ最初の市民的民主主義革命」のような革命的事件は、ザクセンの改革運動に影響を及ぼしたとしても、土壌革命 *Agrarrevolution* の出発点とはならなかった。

この市民的土壌改革の性格を問題にするならば、「資本主義的農業発展の可能な二つの道」（レーニン）の一方の貫徹のための基準は、農業における封建的生産諸関係の廃絶が、成功せる市民革命によるか、それとも改革によるか、に求められるべきであるが、「ドイツでは1830—31年と48—49年の市民革命の敗北によりこの移行は改革によってのみ完成されえた。」こうして、「19世紀前半のザクセン農業の資本主義的発展は、『プロシャ型の道』の一般的発展との本質的共通性を示す」のであって、ザクセンでも、東エルベにおけるほど顕著に、また農民層に不利に、ではないとしても、資本主義的生産諸関係の形成は緩慢にされた。しかしながら、15—16世紀以降のドイツ農業の構造的差異（グルントヘルシャフトとグーツヘルシャフトの二元性）は、19世紀の封建的生産諸関係解体の「形態と方式」に影響しないではおかなかった。「プロシャ型の道」の資本主義的農業発展において地域的差異が見落されるべきではないのである。そこで、ザクセンの「市民的土壌改革の諸措置を歴史的発展の経過に一義的に位置づけ、その階級的基礎とその目的（農村での市民的秩序の貫徹）を明確にすること」が、本書の課題となる。その場合、1952年の国境からみたザクセン国家の版図のうち、ラウジッツを除く領域が対象として考察される。

以上が本書「序論」（13—24頁）の概要である。ここでは、市民的土地改革が、封建的土地所有のプロシヤ型解消の劃期としてのみでなく、同時に、農業における封建的生産諸關係から資本主義的生産諸關係への移行の劃期としても理解され、それと関連して、營業の自由ではなく、産業革命と一体をなすものとして把握されている点、また、「成功せる市民革命」としてのフランス革命のメルクマールが、ジャコバン独裁下の封建地代無償廢棄ではなく、革命初期の「8月4日の夜の決議」に置かれている点に疑問が残る。

第1章は「市民的土地改革の準備」段階を取扱う。著者はまず第1節（25—38頁）で、「18世紀末のザクセン農業における社会經濟的諸關係」を概括し、中部ドイツ型グルントヘルシャフトの下で、領主經營のための賦役と共同地・農民地に対する領主の放牧權が農民經營にとって特に重圧的であったと指摘した後、第2節（38—56頁）で「改革措置の經濟的必然性」を問う。工業生産力の發達は一般に農業生産力の展開を要請するわけであるが、具体的には「農業についても發展の新時代は1762—63年の國家改革でもって始まった。」國家再建委員會 *Restaurationskommission*、ついで經濟委員會 *Landes-Ökonomie-, Manufaktur- und Kommerziendeputation* とライプチヒ經濟協會 *Leipziger Ökonomische Sozietät* は、飼料・商業作物や根菜類の栽培の拡大、家畜厩舎飼養の導入、改良農具の輸入・製作など農業技術の改善に努力した。このため收穫量は1765年から95年頃までに著しく増加したけれども、19世紀に入ると發展は停滯した。「生産諸力の一層の發展に対する限界」は、休閒地栽培の拡張や農業經營様式の革新の場合にせよ、労働集約的耕作への志向の場合にせよ、領主＝農民間の封建法的諸關係にあったから、領主＝農民間に「保有の權原と權利」をめぐる訴訟が激増してきた。この二つの事實は生産力と生産關係の矛盾の激化を明示する。「こうして1830年頃、經濟的發展によりザクセン農業では、封建的土地制度諸關係の徹廢を要求する時点が到達された。」著者の斷定は誠に明快である。

第3節（56—79頁）は「土地改革措置に対する政府・等族・世論の態度」を追及する。*Fritsch* など「國家再建」の代表者たちは賦役や耕地強制、その他の封建的諸束縛の國民經濟的不利益を認識しており、従って、1830年からの土地改革に結実する運動の起点は1762—63年にある。だが當時は、強大な貴族層の反対のため改革は實現せず（44—45頁参照）、当事者の自由意志による共同地廢止協定の締結が奨励されたにすぎない。1790年のマイセン・エルツゲビルゲ地方の農民一揆は、伝來の法的諸關係を維持したまま領主＝農民關係に調停的に介入することを政府に強制したけれども、領主による賦役の増徴と放牧

権の拡張を阻止しようとする1791年と92年の両法案は、政府上層部によって拒否された。しかし、この親農民的な92年法案に、「現存土地制度変革のための最初の現実的な発端」がある。しかもそれは、以後1/4世紀以上に亘って、市民出身官僚の多い中級官庁によってしばしばその親農民的判決の典拠とされたのであった。また等族議会も、土地制度改革の必要性を表明した18世紀末のパンフレットの圧力もあって、1805年、改革によって「革命的変革の危険を避ける」べく共同地分割を提議し、政府は1812年まで法案作成を試みたが、一致に至らなかった。

王政復古後の *Einsiedel* 体制の下では「1789年〔フランス革命〕の理念とプロシャ改革はしばしば最初から拒絶された。」中級官庁の親農民的な判決の基礎、即ち1792年法案、を修正するため、議会も1818年放牧権・賦役問題の一般原則の確定を提案した。そして、政府部内ならびに議会内の対立から放牧権問題の一般原則が法的に確定されたのはようやく1828年であり、賦役問題のそれはさらに遅れて1830年8月であった。この法律は農民を非常に失望させたばかりでなく、高級官僚にも宰相 *Einsiedel* への不満を呼びおこした。一般原則問題とならんで中級官庁では賦役償却の問題も討議され、既に1823年には、後の償却立法の原型は完成していたにもかかわらず、改革によってザクセン農業における生産諸関係の移行を可能ならしめる「この最初の直接的試みは、枢密官房 *Geheimes Kabinett* の反対で失敗した。」自由意志による賦役償却の容易化が1823年に同意されたのみであった。（自由意志による賦役の償却は18世紀末から1830年までの期間に相当実施されている。89—87頁も参照。）このように、少なくとも1821年以降政府にも議会にも、「市民的土地改革を要求する」勢力が抬頭してきたが、「自らに有利な社会状態の維持」に努める保守派貴族によって、改革は阻止されていた。

㊦ 第2章「ザクセンの土地改革立法」の第1節（80—103頁）は1832年の「償却と共同地分割に関する法律の成立」過程を明らかにする。地代銀行 *Landrentenbank* の設立過程に関する第3章第2節の前半部分（133—39頁）も便宜上ここに一括して紹介しよう。既に賦役問題一般原則の公布より9ヶ月前、償却委員会 *Ablösungskommission* が改革派官僚に推進されて、改革のための「最初の準備的措置」として設置されるに至った。この委員会は「一方の当事者の提議に基く償却」という新しい原則に立って、賦役償却についての法案を検討しつつあった。他方では、既にふれた30年の一般原則は、賦役拒否など農村での「革命的運動」を高揚させ、同年9月と31年4月の騒乱はザクセンの「市民的立憲

国家」への移行と、Lindenau への政権交替をもたらした。「1830年9月の自由主義理念の貫徹は、生成しつつある土地改革にとって最大の意義をもった。」翌年2月には、新内閣代表も参加した償却委員会の原案が完成し、枢密官房の承認を経て、議会第3委員会に送付された。(30年の議会は、政府によって準備中と通告された改革案が閉会までに提出されなかったの、政府が法案を提出すると直ちに審議すべく五つの委員会を設置していた。) 今や「騎士領所有者は、革命的事件の圧力の下で、また、頑固な態度をさらに続ける」と農民的土地保有に対する彼らの特権と 権利を無償で失なうという 可能性の 危険の下で、彼らに相応の補償を約束する政府提案に無条件に賛成した。」この補償を確保するために彼らは、議会の審議を経ることなく1833年以前に、つまり、発布される憲法に基いて国会が成立する前に、土地改革法を公布する権限を政府に認め、加えて、憲法問題での譲歩を匂わせたのであった。

そこで31年10月から舞台は枢密院 **Geheimer Rat** に移り、枢密院補佐官、後の内相参事官 **Schaarschmidt** が賦役償却に関する第二次原案を起草し、地代銀行の設立を提案した。審議の過程で枢密院は、対立する二派に分裂した。保守的多数派は償却の対象をヨリ狭く限定し、また地代証券 **Landrentenbrief** の領主取得利子率を原案より引上げようとし、これに対して、最左翼の **Lindenau** は、原案より農民に有利な償却条件を要求し、地代銀行原案に強い賛意を表明した。両派の妥協として1832年3月17日に公布されたのが償却法と地代銀行法である。妥協成立の根拠は、政府上層の最大部分が大貴族であり、議会の貴族代表と同じく、「貴族の経済的存在を、『私権』廃止の際の完全な補償という、国家によって承認された原則の助力でもって維持しようと努めていた」ことにある。

それでは、「市民的」「土地改革に対するザクセン市民層の関与」は何か。「ザクセンの市民層は、社会的に不可避的な変革を封建的諸勢力との妥協によって達成するのをよしとした。成功せる市民革命によって資本主義的生産諸関係をして発現を達成せしめるために、1830年頃革命的行動に傾いた都市と農村の民衆の先頭には、市民層は立たなかった。こうして〔**M. A. Richter** や **Mossdorf** など若干の例外を除けば、〕ザクセンの市民層は、歴史によって課されている、ブルジョアの農業発展における課題を果たさなかった。」しかし、償却委員会と中央政府での市民層の代表者の協力によって償却立法は、「農民層にとっても耐えられる、現実によく即応した自由主義的な終結を見出した」のである。その典型は、30年9月の騒乱期間中 **Gruner** とともに高級官僚の「最急進派」の指導者であり、1831年春から秋まではライプチヒの市長を勤めた **Schaarschmidt** である。とにか

く、「ザクセン市民層のこの客観的拒絶は、グーツヘル型のブルジョアの農業発展において可能な最も有利な条件の下とはいえ、資本主義発展がプロシャ型の道で進行するための重要な一原因であった。」(164頁参照)

以上、第1章第3節と第2章第1節(第3章第2節前半部分を含む)は、著者が従来未利用の官庁文書を駆使しつつ、最も重点的に追究した部分であって、政府と等族、つまり領邦絶対主義国家ザクセンの支配層内部における土地改革への志向と逆働、改革をめぐる対立と妥協について、大きな実証的寄与を果たしたと言わねばならない。しかしながら、ここでは、土地改革のもつ対応としての性格よりもむしろ、改革への志向の独自の運動という側面の強調が特徴的である。これは、封建的土地所有の無償廃棄、著者のいわゆる土地革命、を求める時論、および、1790年の農民一揆と1830—31年の「革命的騒擾」の中で提起された諸要求が、第2章第3節での3月革命の場合と同じく、立入って分析されていないことに集中的に表現されていると考えられる。また、1830—31年の議会について後述 Schmidt の敘述との差異が目につく。

第2章第2節(103—10頁)は憲法・都市条令に続く第三の改革立法として発布された「償却と共同地分割に関する法律の主要規定」を確認する。1833年1月1日以降、償却と共同地分割は「一方の当事者の提議のみで」、しかも「提議に基いてのみ」開始されうるが、「私的所有不可侵」の原則から農民層は「実際の償却まで賦役その他の義務を『正確にかつ絶対的に』負担し続け」ねばならない。償却されうるのは、国家・団体への負担、貨幣地代などを除いた「すべての賦役ならびにその他の給付」であり、農民子弟への優先雇用権、契約・慣習・判決に基く奉公強制、領主館の見張り義務は無償廃棄される。賦役およびその他の給付は、農民側の決定する「資本支払い」あるいは「貨幣年地代の引受け」によって償却される。資本支払いの基準になるのは、償却対象の年価値額(賦役の種類によってはそれから一定比率を差引いた額、采邑金 *Lehngeld* においては $\frac{8}{100}$)の25倍であり、貨幣地代引受けの場合には領主は、地代銀行の地代証券を受取るか、農民から直接に地代を受取るかを選択しうる。地役権 *Servitutén* も、持分を基礎にした多数決により償却されうる。この場合には土地切取りによる償却も可能である。さらに共同体構成員各人は、利益権に比例した共同地の分割・私有化を提議することができる。

第3節(110—20頁)は「追加諸法」を問題にする。ザクセンの32年の土地改革法は他邦、例えばプロシャ、のそれと比較して、「その構想と内容において、また……実施にお

いて遙かに完結しており、完備したものである。」「賦役と地役権の償却可能性でもって、農民的保有に対する最大の、そして最も重圧的な束縛は排除された。だが、その完全な経済的自由はなお創出されてはいなかった。1832年のザクセン償却法に導いた理念が実現されるべきであるとすれば、土地改革立法の領域でなお一層の処置が必要であった。」そこで、32、33、46年の追加諸法が例えば、農民子弟に対する手工業修業前の4年間の農業奉公を廃止した。しかしながら、「償却立法の進展と完成にとってドイツ最初の市民的民主主義革命の時期1848—49年が決定的な一章をなした。」フランクフルト立憲国民議会で作成されたドイツ国民基本法の諸規定は、「疾風のごとくザクセン農民の間に」広まり、農民層は、「残存する封建的諸義務の無償廃棄」を要求した。これに対して政府は、「可能な唯一の方法として地代銀行による償却資本の無条件に不可避の償還を伴う償却」に固執した。1849年5月蜂起の鎮圧にもかかわらず、「ザクセンにおいて償却立法の領域は、1848年に始まった作業が反動期に完成された少数の領域の一つであった。」1850年に采邑金の償却金額が従来の $\frac{1}{2}$ に引下げられ、51年には一切の対物的貢租・給付が償却可能とされ、しかもこれらの義務は、その償却が54年までに提議されない場合、84年に最終的に消滅すると規定されたのである。ただし、教会への諸負担の償却は、1832年から58年までジグザグの過程を辿った。ともかくも、かかる「追加諸法により、ザクセンでは封建的束縛のすべての残滓の撤廃が、償却の方法で1859年までに完成されることが可能となった。」なお、「副次的諸義務」のうち重要なビール強制は国家補償により、製粉強制は償却により1838年廃止された。

第4節（120—24頁）は「その他の土地改革立法の概要」である。償却および共同地分割法と並ぶ市民的土地改革の今一つの部分は農業立法であり、両者の協働が「封建的諸負担からの農民的土地保有の全面的解放に導いた。」まず34年の耕地整理法は、村落内の他の耕地の引受けを少数派農民に強制する権利を多数派農民に与え、43年の所有地分割法は公布の時点で存在する騎士領と農民地について今後 $\frac{1}{2}$ までの分離・譲渡を許し、43—44年の抵当制度改正は「農民による農業経営の資本集約化」を信用面で容易にした。

その他に、「封建的諸義務の最後の残滓の完全な廃絶」に寄与したものとして、村落自治の導入（38年）、すべての土地に「収益能力に応じて」課税するという地租制度改革（42—43年）、「ザクセンにおける土地改革立法の最終点」であり、「領主による経済外強制行使のための最後の手段」を、領主層の頑強な抵抗を押さえて撤廃した領主裁判権の廃

止（55年）がある。

以上、第2章第2—4節はザクセン土地改革の諸規定全般にわたってのすぐれた概括とすることができよう。ただし、領主裁判権廃棄の取扱いに疑問が残る。封建的土地所有に
 としての領主裁判権の決定的意義を考えれば、その廃棄をめぐる諸階層の対抗をもっと突
 込んで考察すべきではなかったろうか。今一つ、ザクセンにおける領主＝農民関係の重要
 な一局面をなしてきた奉公人条令の改正も論及されて然るべきだと考えられる。

第3章「土地改革措置の実現」の第1節（125—33頁）は「地代償却の実施」状況を究明
 する。償却・共同地分割全国委員会 *Generalkommission für Ablösungen und Gemein-
 heitsteilungen* が1833年から75年までに処理した償却件数の中では、現物貢租と貨幣地代
 が最高で、それぞれ27%を占め、これに対して賦役は第3位ながら、かなり少なく15%。
 その理由を著者は、ザクセンの領主自己経営が小規模であり、さらに、一連の賦役が現物
 貢租と貨幣地代に転化されていたためであろうと推定する。次に、償却提議の年代別推移
 は負担の種類により異なり、賦役と放牧権は33年に、貨幣地代・現物貢租・采邑金・「その
 他の地役権」は52—53年に最大を記録した。つまり、「ザクセンの農民的土地保有はまず
 1846—47年までに、賦役と放牧権の形態をとる最も重圧的な束縛から免除」され、自立的
 経営が可能となった。「1842年以後、農民層は貨幣・現物貢租の束縛からもますます顕著
 に免除された。」「1859年までに地代償却は大体において完成」されえた。若干の具体例
 は、「1834年から59年までにいかに大きな資本額が、権利ある大土地保有〔者〕に流入し
 たか」、即ち、「いかに莫大な金額が、完全な経済的自立を獲得するために農民層によっ
 て負担されねばならなかったか」を明示する。ここで耕地整理法の実施状況（121—22頁）
 について付言すれば、「耕地整理の問題は19世紀末にもなお未解決であった。」

第2節「地代銀行の本質と作用」の後半部分（139—45頁）は地代銀行の活動を分析す
 る。地代銀行法に基き、償還期限55年の地代証券は証券所有者に対して3.5%^(?)の利子をも
 たらすが、農民は償却地代として4%を負担しなかった。地代銀行への委託
 地代金額の年代別推移（1834—59年）を調べてみると、領主は「最初ためらいを見せ」て
 いたが、地代銀行への委託に関する決定権を農民にも与えた37年の法律改正後、銀行の受
 託額は激増して、40年に第一の頂点に達し、54年には絶頂に達した。「1844—45年以後の
 償却協定の後退、46—47年の経済恐慌および48—49年の市民的民主主義革命の諸事件が、
 45年から51年までの委託地代の急激な低下の原因であった。」また、地代証券の償還は37

年から計画的に実施され、1913年末に終了した。

「ザクセンの地代銀行は資本による償却のみのために設立されたドイツ最初の国家保証信用機関であった」が、「その作用は農民的土地保有にとっても旧来の封建的大土地保有にとっても、どれほど高く評価してもしすぎることはない。」一方で、「この銀行は償却協定の締結と領主の諸権利の消滅の後、償却金全額を領主に与え、こうして彼らに、資本主義的経営様式に従う独立的自己経営への即座の移行を可能ならしめた。」この資本の調達を担当したのは農民層だけであって、国家は全然関与しておらず、ザクセンの市民層も「地代証券を取得し、こうして自国の農業発展のためにかなりの巨額を融金」して、この過程に介入したにすぎない。他方で農民層について言えば、地代銀行への償却地代の委託によって「領主＝農民関係のすべての経済的束縛」は即座に解消され、「約50年」の後には償却金も完全に償還されえた。しかもこの銀行は、農民に「その経済的自立のために抵当権を授与した」のである。「これによって農業生産の部面での封建的残滓の存続は決定的に阻止された。」地代銀行は資本による償却のための、従って、農民からの土地切り取りを避けるための「本質的前提」であった。地代銀行の意義はオーストリア・プロシヤなど多くの国々での模倣からも判断されうる。

以上、第3章は土地改革の成果に関するすぐれた敘述である。しかし、第1節で償却地代額は集計されずに地代償却件数の分析から直ちに結論が導かれることは、実証的に十分ではないであろうか。償却地代額は改革直前におけるさまざまな種類の封建地代の経済的意義をヨリ忠実に指示するであろうし、地代銀行を介さない償却も可能であるからである。また、償却される現物貢租、とりわけ貨幣地代の中のどれだけの部分が土地改革の過程で、あるいはそれ以前の「自由意志による協定」によってかかる地代形態として成立したかが判明するならば、改革前のザクセンの領主＝農民関係に関する全般的把握は一層正確となるであろう。次に、著者はザクセン土地改革にとっての1832年償却法の決定的重要性を強調するのであるが、償却提議の件数から見ても、地代銀行への地代委託額から見ても、最高に達するのは「反動期」においてであるから、1850—51年追加法の成立過程と規定内容はさらに究明される必要があったのではなかろうか。さらに、著者が旧領主層によって資本主義的農業経営への移行のために支出されたと想定している償却金について、その使途が、農業に限らず、また、ザクセン内外を問わず、実証的に確定されるべきであろう。⁽³⁾

最後に著者は「補論」（146—64頁）において「1830—70年におけるザクセン農業の発展」を地代償却との関連で考察する。「ザクセンの市民的土地改革は農業における資本主義的生産諸関係の貫徹を客観的に可能ならしめた。これは1830年から1870年に至る時期のザクセンにおける資本主義的農業発展によって明らかとなる。」第一に土地所有の側面。耕地の拡大と放牧地・荒蕪地の減少が「市民的土地改革の第一の成果」である。また、土地保有分布の不变的存続が「ザクセンの土地改革の最も決定的な特殊性の一つ」であり、「最も本質的な成果の一つ」であったが、「ザクセン農業の主柱」としての「中農的土地保有」（5—20ha）の改革後における激増は、ザクセンの農業政策、特に耕地整理と所有地分割法、を「介護」している。第二に農業生産の側面。主要作物収穫量について「1830年から1846—50年までの飛躍は驚くべきものである。」畜産も、19世紀後半に激減した羊を除けば、大いに進歩した。肥料使用量の増加と相まって農業生産の拡大を可能ならしめたクローバー・根菜類栽培の展開、新しい農業経営様式の実現によって、「土地改革は最大の意義をもつ」ものであった。さらに、新種農機具の使用、農業組合の繁生、農学研究・教育への努力も農民経済発展の前提を作り出した。しかしながら、ザクセン農業を蝕む二つの問題も、次第に顕在化してきた。ザクセン工業の躍進につれて40—50年から著しくなる農業労働者不足と、80年以降激化する「農民的土地保有の債務累積」とがそれである。なお、巻末には関係資料14篇が採録されている。

以上に要約した補論については、第1章第2節とあわせて若干の問題点を指摘することが適当であろう。ここでは、領主経営におけるカブラ栽培の拖延ないし牧羊業の展開が賦役の増徴をもたらし、あるいは農民経営の改善を阻害したとの記述が時になされるとしても、全体的には、領主経済と農民経済における生産力発展の対抗という視角は前面に押し出されることなく、生産力発展一般で概括されることに一つの疑問がある。次に、その貫徹が市民的土地改革によって客観的に可能になったとされるザクセン「農業における資本主義的生産諸関係」とはいかなるものか。資本＝労働関係の具体的形態の分析は全く欠如しているように思われる。第三に、本書全体を通じて感じられることでもあるが、ザクセン土地改革の前進的局面向が強調されるあまり、土地改革の歴史的限界——これは19世紀後半の農業問題とも関連するであろう——の把握に欠ける所があると言えるのではあるまいか。なお、著者によって収穫量と扱われているものは、播種量と想定収穫率の積であるから、収穫予想量にすぎない。

III

Gerhard Schmidt, Die Staatsreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts. Eine Parallele zu den Steinschen Reformen in Preussen. Weimar 1966. 343S.

18世紀後半・19世紀前半のヨーロッパ諸国では、「啓蒙主義思想に基く」改革が、「とりわけ市民層によって努力され、遂行され」ていったのであるが、他のドイツ諸邦の改革についてと異なって、「1830年の革命の後、ザクセンで遂行された改革」についての研究は従来放置されてきた。「これは全く驚くべきことであり、遺憾なことである。なぜなら、ザクセン改革はプロシヤ改革の単なる模倣では決してないからである。」プロシヤ改革よりしばしば決定的に進歩的であったことによって、ザクセン改革は「他のドイツ諸地方にほとんど比を見ない工業化と資本主義発展の前提」を、それとともに、全ドイツ的意義をもつ労働運動のための前提を、創出したのであった。このザクセン改革は、3月前期の他邦では見られぬ「多面性と集中度」によって特徴付けられる。「この活潑な改革活動の全体像」を与えることが本書の課題であるけれども、「本研究の重点は国家制度と行政の改革に置かれる。」ところで、「ザクセンにおける7年戦争後の国家再建と3月前期の改革とは、いずれも18世紀の啓蒙主義に基き、いずれもとりわけ市民層によって担われた。」ザクセン改革は「長い休止の後、1762—63年の改革者たちの志向を継承し、その事業をさらに進めた」ものである。これら二つの改革の緊密な内的関連を強調するため、「国家再建」の研究に近年 Schlechte が与えた「国家改革」なる標題が本書にも用いられる。

以上、「序論」(17—21頁)で述べられているように、著者の主たる関心は行政史に向けられているが、本稿では、支配の中央集権化、中央政府・中級官庁の編成替え、司法制度の改革などを取扱う第6—10章(178—311頁)はもとより、第1—5章に含まれる、評者にとっては教える所の多い行政史的敘述の紹介も大部分省略する。また、本書についての若干の検討は、Schlechte ものとあわせて、Vにおいて行なうことにしよう。

第1章(22—57頁)は19世紀初までのザクセンを行政史的に概観する。ドイツでは「絶対主義のかなり強力な展開」は、17世紀前半に貴族の政治力を広範に排除した両大国プロシヤとオーストリアでみられたにすぎず、ザクセンを含む中小諸邦の絶対主義は「畸形的」であった。確かにザクセンでも1682年に常備軍が創設され、1706年に「絶対主義的官

庁」としての枢密官房が成立し、1707年からは、等族議會に 従属しない「一般消費物品税」が徴収されていた。また、鉱工業と商業とを基盤にしたザクセンの「市民層は、他のドイツ諸邦でより力強く発展」していた。しかし彼らは市政ならびに国政から排除されており、逆に貴族の政治的影響力は当時の絶対主義諸大国でより大きかった。等族議會の定期的開催がこれを表示する。それと関連して、ザクセンを構成する諸領域は、それぞれ独自の国家制度と行政機構をもっていた。

「僅かに一度だけ、7年戦争後の政治的・経済的破局において多数の平民が国家の指導的官職に任命された。」これらの市民的改革者はほとんどすべて、「ライプチヒやフランクフルト・アム・マインの遠隔地商業を営む大市民層と、またフライベルクの鉱山業とに密接な個人的・経済的關係」をもっており、「1763年から合理主義の原則とプロシャ、とりわけオーストリアの模範とに従って国家財政制度を再編し、経済を再生させた。」累積した国債の計画的償還と国家援助によるおびたしいマニュファクチャ新設が主たる成果であった。しかし、「国家制度の一般的改革と行政の全般的統一化」の問題は、「国家再建」においても、1790年代の議會での、また時局論での政策論争においても提起されていない。むしろ、「国家再建」は少数の市民的政治家の貴族化をもたらしたのみであり、「18世紀末には旧貴族は、そして新貴族も再び市民層と隔絶した」のであった。

第2章(58—77頁)は19世紀初の「改革への志向」を解明する。ナポレオンのドイツ支配期に著しく領土を拡大した南ドイツ3国は、中央集権的な絶対主義に転化したのに、版図に変化のなかったザクセンでは、改革が実現しなかった。とはいえ、1808—15年のザクセンを特徴付けるのは、フランスとライン同盟諸国にしばしば依拠しつつ中央集権化を求める夥しい改革文書である。この「改革文書の著者は大部分、向上しつつあるところの教養ある市民層に属する。」新貴族もそれにはいる。敬虔派 Pietismus の貴族も若干いた。これらの著者の「1763年の改革者たち、ならびに後の1830年以降の改革者たちとの密接な親族・友人關係は驚くべきものである。」1764—78年の経済委員会副総裁 P. v. Hohenthal の子で、枢密顧問官 Konferenzminister の K. P. W. v. Hohenthal、1831—38年の陸相 J. A. v. Zezschwitz の兄で枢密財務顧問官の J. F. v. Zezschwitz 等々が、その例として挙げられうる。このことはこれら「三つの改革への志向の内的連関の表現」であり、改革文書は、差当り成果を生まなかったとしても、「1830年以降の新秩序の準備・貫徹に寄与した。」

第3章(78—93頁)は王政復古期における「変容」を考察する。解放戦争後の領土割譲と恐慌とはザクセンの財政収入を減少させ、行政組織の簡素化を要求した。当時、旧貴族でない騎士領所有者が初めて議会に受入れられ、市民層の影響力が若干増大したし、また行政組織の変容は後の改革を準備するのに寄与したとはいえ、宰相 Einsiedel の保守的態度のため一般的改革は実施されなかった。ただ一つの改革たる枢密会議 Geheimes Konsilium の枢密院への改組・権限縮小、従って枢密官房の権限拡大は、枢密会議と等族議会に非常な不満をまきおこし、Einsiedel を、「政府の政策に対する増大する一般的反対の目標」にしたのみであった。「1817年から21年に亘るこの法制斗争は、ザクセンではなお等族と領邦君主の対立という伝統的形態において行なわれた。しかしその背後には、国家生活での協働を求める市民層の近代的要求が既にここでもあった。プロシャと異なりザクセンでは、等族国家の二元性から19世紀の立憲的法制への連続的移行があった」のである。なお、第2—3章については詳論の公表が予告されている。

第4章(94—137頁)は「1830年の民衆運動と新政府」を取扱う。解放戦争後のザクセンの経済的苦境は商工業の発展、中でも紡績業の機械化と出版業の躍進、によって20年代に徐々に改善されていった。「今や、商工業を営む教養ある市民層は、次第に自らの意義を認識」し、中部ドイツ通商同盟の失敗に示されるような「政府の無気力な経済政策」を批判した。また、西ヨーロッパの市民的・自由主義的思想が市民層と若手官僚・議会議員に広まり、「時代遅れの政治的・社会的諸関係への不満」が強まった。これは K. E. Richter (Gross によって紹介された M. A. Richter の兄弟) 編集の雑誌 Die Biene (1827年創刊、33年発禁)や1830年議会(1—7月)での改革要求などにも十分に明らかである。「かかる革命的状況の下で、」1830年6月のドレスデン・ライプチヒの蜂起の後、パリ7月革命の影響を受けて9月2日ライプチヒで雇職人の騒擾が発生し、翌日から学生・市民も加わった。間もなくドレスデンやエルツゲビルゲ・フォークトラントの諸都市、ラウジッツの織布工村落などでも騒乱が勃発した。しかし、「教養ある有産市民層は消極的」であって、市政・国家制度の改革を要求する(例えば Ch. G. Eisenstuck の記草したドレスデンの請願書)と同時に、民兵団 Kommunalgarde を組織して、警察力を掌握した。皇太子を長とする公安委員会 Kommission zur Aufrechterhaltung der öffentlichen Ordnung も首都に設置された。「こうして革命運動は鎮圧された。」しかも、これら有産市民層の要求は、次第に進出してきていた Lindenau など「多数の高級官僚によって支持された。」

1806年のプロシャにおいてと同じく、「旧來の専制的絶対主義に対する高級官僚層の革命が民衆運動に付け加わった」わけである。「この同時発生によって絶対主義的君主制から立憲君主制への移行が不可避」となり、9月13日 Lindenau 政府が成立した。この政權交替後もライプチヒ、特にドレスデンで31年8月までに數回に及ぶ蜂起があり、フランス革命を模範とする Mossdorf の憲法草案を生んだが、いずれも失敗した。とはいえ、「もし、示威運動をする雇職人と労働者がヨリ大きな成果を獲得し、あるいはザクセンの一部分で権力をさえ獲得したとするならば、1849年にプロシャによって実際に行なわれたように、近隣諸大国の軍隊がザクセンに疑なく侵入」し、「穩健な改革」をも不可能にしたであろう。「穩健に自由主義的な新政府」は Einsiedel 体制に対しては「決定的な一大進歩」であった。

ところで、新政府内では首相 Lindenau などのヨリ自由主義的な少数派と、法相 Könneritz などのヨリ保守的な多数派とが対立していた。だが、前者の中で「明白に自由主義的」なのは、文相就任直前の31年に急死したライプチヒ市民層の代表者 Gruner のみであったし、後者も「暴力的變革を避ける」ための改革の必要性を十分認識していた。30年代に実施された改革については大臣たちは細部はとにかく、原則的には一致していたのである。また、政府と議会の関係も初期には良好であった。しかしこの関係は36年頃から悪化してきた。一方で、貴族や市民的騎士領所有者は領主裁判權の廢棄を上院で否決するなど、改革に対する抵抗を強めた。他方で、「増大する市民的・民主主義的勢力」は、「反動的な諸外国政府」の圧力の下で強化された検閲に反対するなど、政府と下院の抗争が激化していった。そのため政府部内での対立もますます明確となり、遂に43年 Lindenau は辭任し、Könneritz が代わった。Lindenau 内閣の歴史的意義は「封建的絶対主義國家から市民的立憲國家へのザクセンの移行を成就」し、以後一世紀間のザクセンを規定したことにある。この「市民的性格の改革」には市民層が少なからず関与している。高級官僚の出自一覧表から明らかになるように、「1830年はザクセンの支配層の構成に突発的で徹底的な變化をもたらした。」この時開始された市民的國家支配への徐々たる發展は、「1848年以後、殊に1871年以後さらに強化され、1918年に貴族支配の完全な排除でもって完了した」のであるが、1763年と同じく1831—35年に、「商業を営むライプチヒの市民層の利害を代表」した同市出身の官僚、中でも大臣參事官たち Ministerialräte は改革に大きな影響を及ぼしており、貴族の大臣と彼らとの協働こそが、「その全般的範圍と多面性におい

て、またしばしば細目においても」プロシヤ改革を凌駕するザクセン改革を可能ならしめたのであった。

第5章（138—77頁）は「改革の概要」である。新政府は成立直後から精力的に改革に取り組む、1831年3月には等族議會を召集し、「憲法、都市条令、土地改革法の三大法案を提出することができた。」

31年9月施行の「憲法は全改革事業の核心をなす」が、南ドイツ諸国などとは逆にその条文の多くは、特別の法規をさらに必要とする「改革の綱領」を含むにすぎない。世論への顧慮から、可及的速やかに啓蒙主義的国家契約思想に適應するためであった。特に、大部分アメリカとフランスのそれを継承した人権・市民権の規定は、啓蒙主義思想がザクセンでも受容されたことを示しており、啓蒙主義の「政治的要求は部分的に実現された。」次に、「ザクセン憲法は当時の南ドイツ、とりわけ西ヨーロッパの諸憲法に対し、殊に国会の構成と権利において比較的保守的であった。」「貴族が無制限に支配する」上院は措いて問わないとして、初めて農民代表と商工業代表とが参加するようになった下院においても、「都市的諸員」の数は「農村的議員」の数の $\frac{2}{3}$ にすぎず、当時の人口構成に照応しない。賃労働者は選挙権すら与えられず、一定以下の資産の市民と農民は被選挙権をもたない。「それ故、大抵の議員はなお常に、特権的有産階級の代表であり、政府は初期には自由主義的改革の多くを、国会の抵抗に抗してさえ貫徹せねばならなかった。」しかしながら、「その欠陥にもかかわらずこの憲法は、1831年まで全く時代遅れであったザクセンの国家制度にとっては、活潑で多面的な改革活動の開始を、そして広範な市民層の国政参加を意味し、旧来の諸事情に対して一大進歩であった。」

同じく31年の議會で同意された償却法は、農民の土地負担償却を可能にした。地代銀行の設立に助けられて、地代償却は大体1859年に終った。さらに、共同地分割、耕地整理、所有地分割、土地（騎士領と農耕地）の商品化と登記、奉公人強制奉公の無償廃棄と奉公人条令の改正も土地改革を推進した。償却が農民の土地喪失に導かなかったことから明らかであるように、「ザクセンの土地改革は全体として農民に有利に作用し、国家の総体的社会経済的發展を促進した。……農村住民の旧来の諸束縛・諸負担の廃棄は、1830年以降ザクセンで強まる工業化のために労働力を解放し、資本主義的経済制度のここで特に早期的な展開の前提をこうして初めて作り出した。」

土地改革の他に内務省はさまざまな重要な改革を実施した。その若干を以下に見ておく

う。(1)31年議会の三大案件の一つ都市条令により、またやや遅れて村落自治体条令により都市と村落は自治権を拡大した。(2)二世紀以上に亘って議会での騎士層と都市との対立の一点点であったビール強制、ならびに製粉強制が有償廃棄された。(3)「フランス革命において実現された営業の自由の自由主義的要求は、個人の自由への志向および大市民層の経済的必要に基いていた。ザクセン政府は1834年の国会に対して新営業条令草案によって都市ツンフト強制の緩和のみを提案した」が、それは都市的議員の根強い抵抗のため成立に至らなかった。しかしながら、農村での商工業の制限は「非常に多くの苦情」の原因となったので、政府は「農村における営業に関する法律」を40年の国会に提出し、長い審議の後それは成立した。今後、麻織物業のような「都市においても通例ツンフト的修業と親方営業権が要求されない非ツンフト的営業」は農村で無制限に許され、「ツンフト的営業のうち靴下製造と織布も工業地帯の農村で」許される、など。かかる「ツンフト強制の緩和は農民にとって一大便益を、そして農村での営業活動に対する新しい発展の可能性を意味した。」けれども、全般的な営業の自由は「小市民的都市ツンフトの抵抗により阻止された」のであった。

財政改革の困難な「最初の課題は、国会に提出されるべき統一的国家予算の作成であった。」併立する諸金庫の統合、国家財政と王室費の分離、財務官庁の改組も実現した。また、「従来の間接税は商工業の発展にとって経済的に不利であるのみならず、締結された關稅同盟条約とも一致せず、それ故、当然変革されねばならなかった。」33年末に公布された諸法律によりザクセンの關稅・間接税制度は「プロンヤを模範として全く新たに、かつ統一的に規制され、近代化され、決定的に改善された。」この「間接税改革より地租改革はなお一層困難であった。」35年からの検地と土地査定に基づき、43年の新地租法が、「既に数十年来大きな不満をひきおこしてきた」騎士領などの免税特権を廃止し、それに対する国家補償を規定した。かくして、「市民と農民によって長らく反対されてきた差別と不法」は廃棄され、均等な課税が可能となった。「領邦君主と議会への租税管理の分離」も撤廃された。「このように、新しい地租制度の制定は改革者たちの最大の業績の一つであり、国家統一を創造するための重要な一歩であった。」

言うまでもなく、「立憲國家の樹立は行政の根本的革新を要求した。」そのため、旧來の枢密官房および委員会の上級官庁から中央政府は、国会に責任を負う専任大臣によって「官僚制的に指揮される6つの省」に編成替えされ、「國家全体の統一的、包括的で強力

な支配が創造された。」また中央官庁と中級官庁で司法と行政の分離が実現した。学制・軍制改革については省略する。

本章を閉じる前に著者は「改革の一般的性格」を総括する。「1830年以降の数年に国家生活の実にさまざまな分野で重要な改革が実施された。これは、ザクセンで特に進歩していた市民層の発展に適応したものであった。」これにより「ザクセンは、フランスが既に大革命において、プロシヤと南ドイツ諸国がナポレオン支配期に、達成していた多くのものを取り戻した。」その上、「他国では18世紀の絶対主義が排除し去っていた多くの中世的制度」も、今ようやく廃棄された。しかし、「きわめて多くのことが一挙になされねばならなかった」ために、改革は40年代、さらには60年代にまで引き延ばされ、70年代においてさえ「フランスと比較してなお未完成であった。」反対に、ザクセンでは、「遅れて改革した」ので、プロシヤ・南ドイツ諸国のような「他国の経験」を生かしつつ、改革が全く計画的に実施されえた。これには勿論、当時の対外的平和、南ドイツ、殊に西ヨーロッパと比べたザクセン改革の保守性も与って力があつた。他方でこの改革は、地代銀行設立に示されるように、「他国の例をしばしば凌駕し、独自でヨリ良い、そして新しい道を歩んだ。」

ザクセン改革の推進主体について言えば、「国家再建」および19世紀初頭の改革への志向におけると同じく、「市民的政治家と市民化した貴族が指導的に関与した。」19世紀初頭の改革文書の著者の「友人と同志が1830年の革命によって、政府の指導的で最も影響力ある地位に就任」し、政府首脳が改革を主導したのであつた。また、「改革の主たる精神的推進力はとりわけ啓蒙主義、人文主義と自由主義」であつて、敬虔派の影響は以前の二つの場合より小さくなっている。経済発展との関連で見ると、「60年間続いた政治的硬直状態が遂に解消されたことは、就中、市民層を従来の諸障害から解放」し、ドレスデン＝ライプチヒ鉄道建設のような技術的成果が改革と同時に達成されたのみでなく、改革は以後の「商工業大躍進の決定的前提を作り出した」のであつた。

最後に著者は簡略な「展望」(312—15頁)を与える。「1830年代の改革は殊に Lindenau の辞任(1843年)以来次第に停滞した。ついで1848年の革命が差当たり改革の急速な継続をもたらすように見えた。」検閲が廃止され、集会・結社の権利が承認され、選挙制度の大幅な改正の結果、「民主主義的議員が両院で圧倒的多数」を占めた。「1849年5月革命」の敗北と「反動の勝利の後、革命のきわめて重要な所得は再び廃止された」けれど

も、「反動期においてさえ、1830年に始められ、封建制から市民的・立憲的・資本主義的国家制度へのザクセンの移行を目的とする改革は続行された。」1856年に貴族の頑強な抵抗をおして領主裁判権が廃止され、「1861年の営業法は、産業革命の結果、市民層によって明確に要求された営業の自由を宣言した。」60年代には選挙制度も改正され、70年代には末端官庁での司法と行政の分離および自治体条令の改正が実現した。このように、「1830年にザクセンで始まった改革は3月前期には未完成」であって、市民的立憲国家への移行は19世紀後半に完了したのである。

以上が、本書の中の、評者の関心をひいた部分の要約である。全体的に典拠の指示にやや乏しいことが惜しまれる。

IV

Horst Schlechte, hrsg. und eingeleitet, Die Staatsreform in Kursachsen. 1762—1763. Quellen zum kursächsischen Rétablissement nach dem Siebenjährigen Kriege. Berlin 1958. 608S.

本書は、これまで不十分な検討しなされてこなかった7年戦争後のザクセンにおける「国家再建」に関する史料集であり、同時代文献と研究文献の詳細な目録をも含むが、ここでは巻頭に置かれた編者序説を紹介する。

まず「序論」（5—13頁）は啓蒙絶対主義 *aufgeklärter Absolutismus* を鳥瞰する。「18世紀の領邦君主制絶対主義 *landesherrlicher Absolutismus* はドイツの一連の領邦で……市民層、特に大市民層の経済的・社会的上昇に進路を開いていた。このことによってそれは、……19世紀に——他の諸要因とともに——等族国家と絶対王制の終末をもたらすべきあの勢力の発展に寄与したのである。」「法制上は中世の封建国家に溯る16世紀、殊に17世紀の身分制的・家父長的国家は、第三身分に一般的には僅かの発展可能性しか与えなかった」のに、18世紀の君主制絶対主義は、商工業市民層の経済力の強化・利用に関心をもっていた。「その決定的な原因は等族に対する領邦君主の対立であった。」商業とマニュファクチャの意識的奨励による収入源の拡大と支配の中央集権化が、「領邦君主の絶対的権力の強化に役立つべきであった。」

「この時、市民的・合理的な利潤欲に担われて経済生活のほとんどすべての分野で開始された」「生産技術の深刻な変化」を背景に、非特権的な市民層、殊に大市民層は、増大

する資本力を基礎にして、集権的統一国家における経済的自由の拡大を要求するに至った。市民的企業者の社会的・政治的地位の向上への希望も同一線上にある。このような「経済的・政治的目標は啓蒙主義 *Aufklärung* の市民的イデオロギーによって支持された。」「市民革命を経験」した、あるいは強力な市民層をもつイギリス・フランスなどの影響を受けて、「ドイツ諸邦でも合理的な、とりわけ市民的特質をもつ、世界像が勝利の道を歩み始めた。」

「これら市民層の経済的・政治的要求も世界観全体もその本質上最初から、伝来の君主制・身分制的秩序と両立しえなかった。」しかし、百科全書家たちがフランス革命に対して果たした役割を、ドイツ啓蒙主義の代表者たちは果たさなかった。「身分制的・封建的秩序と市民的秩序との最終的な政治的決算がドイツにとって由々しいことに18世紀に生じなかったことは、ドイツ市民層の経済力と政治活動の比較的遅い展開にのみ基くのではない。」その他の要因の中、特に挙げられるべきは、「ドイツの有力な領邦国家の君主制の絶対主義が、内政・外交上最悪の状況に置かれた時、市民層の〔反封建的・〕進歩的傾向を我がものとし、それと自らの政治的目標をいわゆる啓蒙絶対主義に結合することに成功した」ことである。

「目的のための同盟」にすぎない「絶対主義と啓蒙主義の同盟は、勿論永続できなかった。身分制的・封建的国家秩序の既存の基礎と市民的国家秩序の要求との深刻な矛盾は、理論的には十分に、実際上もある程度までは妥協と相互的譲歩によって和解されえたが、根本的には解決されえなかった。」「60年代の過信と楽天主義は間もなく、増大する相互的不信にとって代わった。」啓蒙絶対主義により促進された市民層の経済活動の成果——外見的には、多数の大市民の身分的上昇——が明白になるにつれて、領邦君主は数年前の譲歩を悔んだ。加えて、大市民層の先例に従い、農民のような他の階層も次第にその社会的・政治的要求を提起し始め、80年代からドイツの至る所で「公権と臣民の対立が激化」した。

他方で、啓蒙絶対主義によって奨励された啓蒙主義と、第三身分のための絶対主義の全経済政策とは、数世紀間不可侵であった特権を脅かされた貴族・都市貴族・ツンフトの激しい抵抗を呼び起こした。領邦君主制の絶対主義も、自らの権威の基礎を市民的啓蒙主義イデオロギーの要求によって危うくされるとみなすにつれて、特権的諸身分の保護に努め、両者の「利害共同態」が強固となっていった。このことは、70年代からの農民の革命的反乱への反動や、1815年以後における自由主義的志向の抑圧に明白である。

「言うまでもなく、絶対主義のこの強化形態も身分制的社会秩序の終末を長く止めることはできなかった。あらゆる抑圧はますます不可避免的に中・小市民層の、さらに既に第四身分の、革命的反対運動を呼び起こし、この運動は19世紀に法制上は立憲王制に、内容的には市民的・自由主義的国家に導いた。」この発展の萌芽は既に啓蒙絶対主義の中にあった。18世紀半ばから長期間、大市民と工業企業家の特定層の政治的・経済的要求を容認したことによって、「正に絶対主義自身が、少なくとも経過的にそして自らの利益を想像して、貴族階級と市民階級との間の、また諸宗派間の、仲介者の役割を」演じたのであった。だが絶対主義は、大市民層を「特権身分の体制に完全にあるいは部分的に編入し、彼らの反封建的志向を阻むのにしばしば成功したとしても、数十年の後には、啓蒙絶対主義によって……加速化されたこの不可避免的過程の明瞭な敗北者であった。」

かかる一般的発展の中で、個々の領邦における啓蒙絶対主義の時期が多くの地域的差異を示すことは自明である。「経済史・法制史のこの転回点が次代に対してもつ意義は、疑いなくとりわけ、1760年頃個々の領邦で到達されていた資本主義的生産様式の発展状況に依存する。」資本蓄積の著しい進行と絶対王制の危機の非常な深さという「二つの点で、7年戦争末期のザクセンの状況は他邦のそれと異なっていた。」

第1章(13-20頁)は「18世紀ザクセンの貴族と市民層」を一般的に考察する。「ザクセンは形式的に見ると、19世紀初にもなお、領邦議会制度にも租税制度にも、レーエン制の時代から伝えられた諸制度をその本質的特徴において維持している等族国家であった。」勿論立入って見てみると、「国家の経済的・社会的基礎は既に1831年の市民革命の遙か以前に顕著な変化を経ており、1831年の市民的・自由主義的法制・行政改革による、時代に即応しなくなった諸関係の排除は、多くの点で18世紀最終三分一期に既に準備されていたと思われる。」中でも土地貴族と市民層の力関係は17世紀末以来、後者に有利に推移しており、支配体制の変化をもたらした「国家再建」も、この「社会的再編過程」に基礎を置いていた。

さて、18世紀初めから領邦君主の絶対主義が地歩を固めるにつれて、「とりわけ領邦議会はその実質的意味の大部分を失なった。」貴族は宮廷・軍隊・官職にはいりこみ、領邦君主への従属を強めたばかりでなく、経済的にも窮乏の度を加えていった。こうして貴族から市民への領地移転が増加した。宗教改革以前からの、特に30年戦争以降のザクセンの経済発展が大商人・前貸問屋商人・マニユ企業家の有力な社会層を生み出していたから

である。しかし、経済活動で際立っていたこれら市民および市民出身の新貴族は、議会から法制上全く排除されていた。

第2章（20—45頁）は「7年戦争末期のザクセンの状態と1762—63年の国家改革の目標」を問題にする。17世紀末からのザクセンの領邦君主はその地位を主として対外政策によって強化しようとし、そのための支出増加を殊に **Brühl** 体制の下では租税重課、独占権賦与、就中、莫大な公債発行などで調達した。遂に7年戦争によって軍事的破滅、ポーランド王位喪失、財政破綻に導かれたザクセンは、長い戦争によってのみでなく、戦前からの悪政によっても破滅しつつあった。しかし、この一般的危機は同時に重要な転回点となり、1762年「国家再建委員会」の発足を見た。ここで基礎付けられた内政・外交の体制は、それ以後19世紀までのザクセンの発展にとって決定的であった。そして、積極的対外政策の放棄を主張し、国内の再編成による『国力 *Landesvermögen* の増強』を主要課題と考えた「国家再建」の指導者たちは、世紀末頃まで「争う余地なき優位を占めていた。」

「国家再建」にみられる一般的・統一的方向は、「領邦君主の絶対主義により規定される等族国家を、支配の目標と方式との変更を通じて啓蒙的公権国家 *Obrigkeitsstaat* に転換すること」であった。そこで要求されたのは勿論、「身分制の・絶対主義国家の社会的あるいは法制的基礎」の変革ではなく、「絶対主義国家が従来以上に意識的かつ組織的に国民のより広い層の福祉、中でもとりわけ、経済的に活動的な生産的市民層のそれを助長する」ことであった。そして、領邦君主と臣民の家父長的観念にかわる国家と国民の啓蒙的概念の代置、領邦君主の人格の国家観念への従属は、遂には革命的方法で立憲君主制に導くことになるが、「この概念の転換は早くから準備されていた。絶対主義国家は領邦君主高権を、絶対的な、即ち、等族から独立した国家権力にまで」高めようと努めていたからである。

このように、「啓蒙絶対主義の国家理論の精神において」君主的・絶対主義的等族国家の諸制度の再編成を要求した「新しい把握は、本質上、市民的起源のもの」であり、経済的に向上しつつある市民層の要求を充たそうとした。その代弁者たちが「市民出身あるいは新貴族出身であって、例外なく個人的関係によりライプチヒ市と密接に結び付いていたことは、決して偶然ではなかった。」そのみでなく、1763年以降のザクセンでは、政策決定への市民的商人・企業家層の影響力が増大した。

第3章（46—76頁）で著者は「国家再建」の指導者たちの系譜を探り、次のように言

う。「ザクセンにおける国家と経済の再編成にとって殊に重要」であったのは、「国家再建」を委員会議長として主導したライプチヒの大市民で出版業者の **Fritsch** を始めとする「市民的啓蒙主義の勢力」と、**Einsiedel** 兄弟のような敬虔派の勢力とが、つまり、従来、言うにたる影響力を社会的・政治的にもっていなかった勢力が、「社会・経済生活の広範な革新を要求した」ことであった。その上、彼ら相互間にはきわめて密接な個人的・親族的関係があった。それだけではなく、「まとまった支配層、党派としては」彼らはなお一層強力であった。「ザクセンの中央官庁の指導的地位が世紀末まで、さらにそれ以後も、1763年の激変の関係者の直接の子孫によっていかに独占的に占られていたか」を考えてみよ。例えば、フランス公使に「危険な共和主義者」と特徴付けられた1763—66年の内相 **J. G. v. Einsiedel** の甥 **D. v. Einsiedel** は、1813—30年の宰相であったし、選帝侯によって領邦君主高権を犠牲にするライプチヒの代理人〔S. 44〕と非難された1770—98年の内相 **Chr. G. v. Gutschmid** の子 **J. W. v. Gutschmid** は、1825年から枢密顧問官であった。

こうして「君主的専制主義は1763年頃から啓蒙的・官僚制的絶対主義の軌道に導かれた」のであった。この発展の一成果は、絶対主義的官庁としての「枢密官房が、1768年以降次第にその意義を減じ、重心が一方では、古くからの中央官庁たる枢密会議に、他方では、」経済委員会などの新設官庁にますます移ったことである。（改革者たちは、「一人の全能の大臣の手中への最重要中央官職の集中」を拒否し、「『啓蒙的な』、即ち、委員会として執務する官僚制」をよしとした。〔S. 31〕）「市民的・自由主義的立憲王制への法制変革は1831年の革命的顛覆を必要としたが、1831年からの行政改革は国家再建の数多の行政的措置に直接結びつくことができた。」

第4章（76—87頁）は「国家再建の文献の源泉」をたずね、カメラリスムス、および特に西ヨーロッパ啓蒙主義文献がそれであったと主張している。

第5章（87—115頁）は「国家と経済。1763年の新方向の成果」の解明に向かう。「国家再建」においてまず第一に取上げられたのは農業であった。減少した農民と **Fabrikant**（＝農村織布工）を再び増加させるために除去されるべき農業制度上の弊害は、何よりも賦役制度であると認識された。その場合、力点は法的視点より経済的視点に置かれ、「賦役強制的経済的非収益性」が強調された。こうして、「遂に1831年の革命的事件の後に1832年および34年のザクセン土地立法に導く運動が始まった」のである。また、土地利用の

合理化を目指して、交換による混在耕地制の廃止、あるいは協定による共同放牧地の廃止が奨励された。さらに農民追放禁止が従来以上に厳しく実施されるとともに、農民地の分割が一定程度容認された。これは土地貴族の利益に反するが、農業を集約化し、納税者数を増加させるので、国家的利益に適っていた。最後に、クローバー・バレイショ栽培の拡大、畜産の発展、改良農機具の導入に示されるように、「ザクセンの近代的な集約的農業経済はこの時始まった」と言うことができる。そして、「この種の試みは農民地でより、領主所領でまずなされた」としても、「この原理は間もなく到る所に……拡がった」のであった。

同じ「国家経済的合目的性の視点」は地租台帳の改定についても認められる。1628年の地租台帳がなお課税の基礎とされているために生じる租税負担の不均衡は、「殊に都市を害し、その再興、例えばマニュの設立を阻止した」から、1765年大規模な検地が企てられた。

改革者たちにとって「土地収益の上昇が国力増進の最重要の源泉」であったが、「彼らが第二位に置いたのは、不生産的とみなされる商業あるいはツフツト的に束縛された営業というよりは、むしろマニュであった。」列強諸国と反対に、ザクセンは「ライプチヒの大都市取引を考慮して」外国マニュ製品の輸入と国産原料の輸出を認めていた。この状況に「国家再建はマニュ、殊に国産原料に基くそれ、の強化された組織的振興によって対処しようとした。」補助金・貸付金の交付を中心とする経済委員会の活動、羊毛輸出の制限・⁽⁴⁾禁止などによる組織的マニュ政策の成功的実施は、1600—1825年間に設立されたマニュの約30%が、1760—84年間のそれであるとの Forberger の実証と照応する。かかる「国家再建」のマニュ政策は「経済的生産方式の発展における一つの段落を意味した。」こうして、経済委員会によりその強制の廃棄ないし緩和が確信されていたツフツトは、「経済生活の決定的要素」から今や次第に後退し始めた。また、「旧来の商人的都市貴族も、マニュ企業家層のヨリ自由な展開のためにしばしば阻害的であった。」そこで例えばライプチヒ市参事会の改組が勧告された。

このマニュ振興は今一つの事情と結びついていた。「国家によって創設時に助成されたマニュ企業家」は、「国家重商主義、自給自足政策と関税政策の全措置を、企業家の自由に対する介入として拒否する傾向があった。」「それに加えて、ライプチヒやその他のザクセン諸都市の大商人も、外国市場への依存のために……可能な限り妨害されない商品交

換を望んだ。」「ヨリ自由な競争経済」を志向する「この一般的把握に、国家再建の代表者たちも賛同した。」1762年まではザクセンも、領邦君主の財政力の直接的強化を目指して、重要な工業部門を独占的に官営とし、あるいは生産・販売独占権を *Pächter* に与えていた。「今や国家はその利益を、活潑な企業者層を奨励することによってますます間接的に守ろうとした。……『レッセ・フェール、レッセ・パッセ』がザクセンでも比較的早く原則として承認されたのである。」

これに関連して国内での一社会層の地位にとってはその身分的あるいは宗派的帰属というよりもむしろ、その経済的意義が決定的であるべきであるとの観点から、資本力ある改革派キリスト教徒の商人・マニュ企業家の法的・社会的地位の向上や、企業心あるヘルンフト派の精力的奨励が達成された。

また、道路網の整備は「再建の最重要の前提の一つ」であり、ライプチヒの大市取引はそれに左右されるとして、道路の復修が財政的窮境の中で実施された。

さらに、経済委員会は検査を通じての工業製品の品質と生産方法の改善に留意し、工業統計・人口統計の整備に努めた。結局、経済委員会は、立憲君主制下の内務省の前段階をなすと言ってよい。

第6章（115—22頁）は以上を「総括」した後、「国家再建」の経済的成果を取りまとめ、その限界に言及する。「国土の経済的可能性の一層の利用のためのさまざまな組織的努力の結果は、比較的速かに示された。国家再建なしには、人口密度の高い農業国への、同時に、世界的な輸出国へのザクセンの急速な発展は考えられない。……19世紀前半における工業国への急激な発展は、とりわけ炭坑業と製鉄業に関する国家再建委員会の先見の明ある措置によって準備され、加速化された。」「国内再建の成果の確実な基準」とみなしうザクセンの租税債券 *Steuerschein* の相場は、「信用は企業の魂であるとの市民的観念」が国家財政にも及ぼされた結果として（S. 37）財政的危機のただ中で国債償還計画が実施されてゆくと、1764年の50%から65年の73%に回復し、98年には106%に達した。長らく赤字を続けた財政も、74年以降黒字を記録している。「ザクセンの国家再建のこの明白な経済的成果」のため、それは「1770年以後はザクセンの国境をある程度まで越えた意義をもった。」中でも、Heynitz を介してのプロイセンの Stein への連結が重要である。

「国家再建」には勿論ネガティブな側面もあった。「Fritsch と国家再建委員会は合理主義の普遍的時代思潮に担われており、そのため彼らは国家生活と経済生活との広範な再

編成に努力した。だが、その綱領は非特権的住民全体の社会的・政治的要求では決してなく、第三身分のあまり多数でない上層のそれにすぎなかった。それ故、国家再建委員会の諸提案は既にその目的設定において、この社会層の利害によって制約されていた。」委員間に意見の対立もあったし、また進歩的見解は必ずしも貫徹できなかった。土地改革や租税改革のような重要問題で委員会は、Fritsch のそのような「ヨリ急進的な」見解を提案できなかった。（委員会は、賦役の償却という「当時としては全く革命的な一措置を貴族の意志に反して遂行することを望まなかったし、それほど強力でもなかったであろう。」「国家再建」を主として担った市民層にとって「問題なのは、それなしでは交易、商業、工業生産の新生が考えられないところの国家信用の再興であった。現存土地制度の破壊と賦役の償却は、市民層の見解によればその最も本来的な関心事、即ち国家財政の健全化を危険ならしめうただけであった。」賦役廃止を実現できる「社会的にまとまった階層は1760年頃のザクセンには存在しなかった」のである。〔S. 94f.〕）さらに委員会が要請した改革も、しばしば実現しなかった。殊に、検地など議会の権限に属する問題においては、保守的・等族的な勢力がヨリ強力であった。「従って、1762—63年の旋回は国内の勢力関係の決定的な変化をもたらしたのではなく、その起点を創り出したにすぎない。」（つまり、それは「絶対主義国家と身分制的社会秩序の基本性格と社会構造を変革することはできなかった。それは、後に加わってくる諸原因とも協働しつつ、将来可能となる根本的変革の開始を少なくとも差当りは示したのみである。」〔S. 13〕）。

「疑なく1762—63年から国家生活での市民層の協働と影響が決定的に増大した。この影響は封建的等族国家の歴史的に生成した伝統に不断に間断なく反抗し、その解体に寄与した。この志向に少なくとも経過的に手を差出した領邦君主的絶対主義は、とりわけ官僚の市民的部分ならびに市民層の経済的に能動的な部分は、これによって、他の諸邦でと同じくザクセンでもその歴史的使命を果たした。」勿論、「一方の成長しつつある市民的利潤欲と、他方の工業プロレタリアに没落しつつある小『生産者』層の増大する貧窮化との間の内的矛盾は、当時はなおあまり明瞭ではなかった。」しかし間もなくこの矛盾は表面化してきて、「6・70年代にザクセンの官庁を特徴付けた非常な寛容も、あまりに自由な意見表明の試みをすべて警察力で厳重に抑圧するヨリ厳しい権力的体制に変わった」のであった。

以上がザクセン啓蒙絶対主義を初めて本格的に取上げた編者序説の、十分に整理されて

いるとは言えないように思われる敘述のあらましである。

V

以上、ⅢとⅣで紹介した「ザクセン改革」および「国家再建」に関する Schmidt' と Schlechte の労作、即ち Schlechte のいわゆるザクセン啓蒙絶対主義の成立と崩壊についての研究は、一般的把握の共通性において際立っている。それは、これらの国家改革がいずれも、啓蒙主義に基づき、市民層によって担われたものであるという理解に集約されよう。つまり、「1830年の革命」あるいは「1831年の市民革命」——この特徴的な用語法！——によってザクセンは市民的立憲国家に移行し、近代社会が成立する。これは、フランスが大革命によって達成したのと基本的に同じ段階であるのみならず、プロシャがシュタイン・ハルデンベルク改革によって到達したのと同じ段階でもある。このような1830年の決定的意義の強調は、一方で、その次の劃期たる1848年の積極的な歴史的意義の否定につながり、他方で、中央集権化・土地改革・行政改革などの点で「ザクセン改革」に連結するものとしての、また、貴族対市民という国内勢力関係の推転の起点としての「国家再建」の高い評価にも通じる。両者によって二つの国家改革の内的関連が力説されるゆえんである。しかし、ここで確認されるべきは、これらの国家改革が上からの改革であって、下からの革命ではなかった事実である。近代社会成立の分析にとって決定的に重要なのは、近代的進化をめぐる革命と改革の対抗と決済の視点であろう。

勿論、両者の認識は完全に共通しているわけではなく、差異もあるように思われる。

Schmidt が、中央集権を基準として絶対主義を把え、ザクセン絶対主義が成立したか否かが、必ずしも明確でないのに対して、Schlechte は、身分制的諸関係の残存を承認しつつ、18世紀初に領邦君主の絶対主義成立、1763年より啓蒙絶対主義に転化、と一貫している。等族勢力の打倒によって初めて絶対主義が形成されるとのこの Schmidt の見解を、彼によって絶対主義が成立したと主張されるザクセン以外の諸邦に関する事実は立証しないと考えられる。また、Schmidt は二つの国家改革の緊密な関連をその担い手にまで及ぼし、「国家再建」と「ザクセン改革」とが、いずれも上層市民と新貴族によって担われたばかりでなく、19世紀初の改革への志向を介して直接人的にも結びつくことを実証した。Schlechte はそうではなく、前者の改革を市民層の中でも大市民層に、後者を市民層の中でも中小市民層、さらに第四身分に結び付け、これと関連して、19世紀まで「国家再

建」関係者が圧倒的に支配的であったと指摘している。だが、両者の実証から明白になることは、「ザクセン改革」をめぐる「国家再建」関係者の、現状維持派と改革派への分裂と対立の事実である。Schlechte の紹介の際に指摘した二人のうち、宰相 Einsiedel は「一般的反対の目標」であったし、Gutschmid は Gross, 74頁、によれば、1826年頃、土地改革を拒否する枢密院内多数派に属していたのである。このことは、「ザクセン改革」の、従って「国家再建」の歴史的品格を問題にする時、改革に特有の事情であって、メダルの半面のみを強調することは正当ではないであろう。Schmidt によってその改革への志向を高く評価されている1817年議会は、Gross によれば、反農民的・反改革的品格を強く示したことも留意されてよい。

さらに、啓蒙絶対主義は、領邦君主と、領邦君主の絶対主義によって振興された市民層、中でも大市民層との結合によって成立する、このことによって市民層はその歴史的使命を果たした、との Schlechte に特に顕著にみられる主張について。この主張の前半は、啓蒙絶対主義の成立がドイツの市民革命を18世紀に生起させなかった一大要因とみなされるために重要な論点であるが、古典的なフランス絶対主義でさえも大市民層をその最重要の構成要素としていたことが実証されているから、彼の主張は承認されえないであろう。主張の後半についても、市民層は、当面市民革命における主導的役割を通じてその歴史的使命を果たすとすれば、啓蒙絶対主義成立の段階で確言できる問題ではないであろう。1830年および48年においてすら、貴族との妥協を選んだザクセン市民層は、Gross とともに、その歴史的使命を果たさなかったと言われるべきであろう。

Schlechte はまた、領邦君主が、啓蒙絶対主義の促進した市民層と啓蒙主義イデオロギーによってその基礎を危うくされるとみなすにつれて、旧来の特権諸身分との「利害共同態」を強化し、反動化してゆく、と述べる。しかし他方で、「国家再建」により方向付けられた体制は、19世紀までザクセンにとって決定的であり、「国家再建」の代表者たちはその市民的世界観を、貴族化の後も変えることなく持ち続けた、とも言われる。⁽⁵⁾ この二つの発言は矛盾するのではないか。Schmidt も18世紀末については「国家再建」の代表者たちの貴族化、市民層との隔絶を、19世紀初頭の改革への志向との関連では「国家再建」関係者と市民層の近接を主張して、混乱に陥っているようにみえる。ザクセン啓蒙絶対主義反動化の根拠は一体何であったのか。Schlechte が最後に論及している市民層の利潤欲と小生産者層の没落との矛盾なる論点は、3月革命において表面化する対立が、当時のザク

センで既に成立したことを意味するのであろうか。

最後に、絶対主義と啓蒙主義の結合が強固であった Schlechte のいわゆる「過信と楽天主義」の1760年代に、「国家再建」によってツンフト強制の廃棄ないし緩和が確信されていたにもかかわらず、農村工業が厳しく制限されたのみでなく、許容された農村手工業者も都市ツンフトへの加入を強制されたこと⁽⁶⁾、また、農民の子弟は手工業修業前に4年間の農業奉公強制を課され、奉公人の法定賃金の実質額も、以前の諸法令と比較して最低まで下落したことを⁽⁷⁾、これらの事実について沈黙している Schlechte はいかに説明するのであろうか。営業の自由に関しては Schmidt にも妥当でないと考えられる点がある。フランス革命で実現された営業の自由は、特権会社・金融会社の禁止という、歴史家のいわゆる「反資本主義的性格」の政策と一体をなすものであって、大市民層の経済的要求に基づくものではなかったこと、3月前期のザクセンでそれが実現しなかったのは、「小市民的都市ツンフトの抵抗」のみによるのではなく、政府案そのものがツンフト強制の緩和を意図したにすぎなかったからでもあること、がそれである。

VI

さらに、本篇で紹介した三著作に共通する問題点として、まず自由主義的 liberal なる用語法が指摘されよう。例えば、1830年の新政府の内で「明白に自由主義的」な Gruner (Schmidt)、Gruner とともに自由主義的高級官僚の指導者としての Schaarschmidt (Gross)、あるいは、「国家再建」に保護されたマニュ企業家と商人の宣伝していた「自由主義的経済体制の思想」(Schlechte)などがその典型である。ところで、問題の Gruner は、1819—20年にライプチヒ仲介貿易商人の利害を代弁して、初期 Friedrich List の保護関税論の最も有力な論敵の一人として現われたあの博士 Carl Gustav Adolf Gruner (1778—1831)であった⁽⁸⁾。ただし、この事実はザクセン史研究の側からは、評者の知るかぎり全く無視されている。また、Schlechte の言う所のマニュの中では、Rudolf Forberger⁽⁹⁾ が実証しているように、国庫からの資金援助を受け、さまざまの特権を与えられたものが、きわめて多数であったのである。さらに、市民 Bürger、市民層 Bürgertum、あるいは市民的〔ブルジョア的〕bürgerlich なる用語法にも止目する必要がある。中世都市的なそれも、近代資本主義的なそれも包括されてしまっているからである。もちろん、例えば Schmidt は市民的騎士領所有者の改革反対の態度を記述してはいるのである

が。

- 註(1) 柳沢治「ドイツ三月革命の農業・土地問題」『社会科学研究』21-2・3, 1970年, 164—68頁, 参照。
- (2) Schmidt, S. 148; *Sammlung der Gesetze und Verordnungen für das Königreich Sachsen vom Jahre 1832*, S. 269 によれば $3\frac{1}{8}\%$ 。
- (3) 柳沢, 前掲論文, 178頁, 参照。
- (4) ただし, 騎士領所有者の輸出特権は基本的には維持されていた。拙稿「19世紀初頭のザクセンにおける貿易政策論争」『土地制度史学』49, 1970年, 64—65頁参照。
- (5) この発言は, 「国家再建」の代表者の一人 Wurmb の全く保守的な著作〔1798年〕からは確認されえない。拙稿, 「18世紀末・19世紀初頭のザクセンにおける租税論争(1)」『岡山大学経済学会雑誌』1-3・4, 1970年, 145—53頁, 参照。
- (6) 拙稿, 「18世紀後半のザクセンにおける特権都市と農村工業」, 高橋幸八郎・古島敏雄編『近代化の経済的基礎』1968年岩波書店, 281—86頁, 参照。
- (7) Robert Wuttke, *Gesindeordnungen und Gesindezwangsdienst in Sachsen bis zum Jahre 1835*. Leipzig 1893. SS. 161—66. なお, 奉公人公定年賃金の名目額の推移については, 拙稿「ザクセンの初期労働立法(1)」『岡山大学法経学会雑誌』14-4, 1965年, 116—25頁参照。
- (8) List, *Werke*, Bd. X. S. 200; 松田智雄, 「関税同盟前史序論」, 1944年, 後に同氏『ドイツ資本主義の基礎研究』, 岩波書店1967年, 117頁; 小林昇「リスト小伝」, 1952年, 後に同氏『フリードリヒ・リスト論考』, 未来社1966年, 338頁。
- (9) *Die Manufaktur in Sachsen vom Ende des 16. bis zum Anfang des 19. Jahrhunderts*. Berlin 1958. SS. 26—9, 236—9, 244—6.

〔付記〕 Schlechte の論考に関わる部分を除く本稿の骨子は1970年5月のドイツ資本主義研究会第30回例会で報告された。そこでの批判と教示に深謝したい。